

報告第6号

平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

平成24年9月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.7	57.2
(12.44)	(17.44)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132101	東京都	小金井市	— ※△5.84	— ※△5.81	5.7	57.2

※黒字の程度を負の数値で表記しました。

標準財政規模（千円）		早期健全化基準	12.44	17.44	25.0	350.0
	うち臨時財政対策債 発行可能額					
20,578,329	891,932	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国统一のルールにより、計算した額です。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{20,578,329 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{20,578,329 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①－②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③－④)
一般会計	42,862,027	41,555,510	1,306,517	102,918	1,203,599
受託水道事業特別会計	643,012	643,012	0	0	0
合計(1)	43,505,039	42,198,522	1,306,517	102,918	1,203,599

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引額 ③(①－②)	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(③－④)
下水道事業特別会計(2)	1,481,707	1,475,494	6,213	0	6,213

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①－②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③－④)
国民健康保険特別会計	9,302,363	9,381,170	△78,807	0	△78,807
介護保険特別会計	5,948,151	5,900,536	47,615	0	47,615
後期高齢者医療特別会計	2,011,442	1,992,518	18,924	0	18,924
合計(3)	17,261,956	17,274,224	△12,268	0	△12,268

連結合計(1) + (2) + (3)	1,197,544
---------------------	-----------

(3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
公債費充当一般財源等額 A		1,760,365	1,898,502	1,959,744
公債費（一般会計等）		2,658,986	2,751,655	2,809,812
特定財源	都市計画税	△898,621	△853,153	△850,068
	公営住宅使用料	0	0	0
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B		262,179	166,254	141,613
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C		107,968	88,526	89,613
たま広域資源循環組合負担金		96,660	82,337	82,766
二枚橋衛生組合分担金		0	0	0
昭和病院組合分担金		11,308	6,189	6,847
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D		470,162	502,605	462,266
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助		15,750	15,750	15,750
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）		454,412	486,855	446,516
一時借入金の利子 E		0	0	551
分子 合計 ① (A + B + C + D + E)		2,600,674	2,655,887	2,653,787

○ 分母

(単位：千円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
標準財政規模		21,793,766	20,550,976	20,578,329
標準税収入額等		20,274,264	19,027,956	19,583,110
普通交付税		0	0	103,287
臨時財政対策債発行可能額		1,519,502	1,523,020	891,932
分母 合計 ②		21,793,766	20,550,976	20,578,329

○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,161,961	1,259,458	1,336,758
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	197,299	123,511	87,027
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	92,976	91,724	91,878
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	38,500	39,456	47,137
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	3,424	4,951	7,184
控除 合計 ③	1,494,160	1,519,100	1,569,984

(単位：%)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実質公債費比率 (単年度) (①-③) / (②-③)	5.45091	5.97307	5.70172
実質公債費比率 (3年平均)	6.4	5.9	5.7

※小数点第2位以下切り捨て

(4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	31,457,341
債務負担行為に基づく支出予定額 B	2,439,304
依頼土地の買い戻しに係るもの (土地開発公社)	2,392,054
その他 (特別養護老人ホーム施設建設費補助金)	47,250
公営企業債 (下水道) の償還に充てる繰入金見込額 C	1,368,875
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	525,553
たま広域資源循環組合負担金	403,848
昭和病院組合分担金	121,705
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	4,547,027
合計 ① (A+B+C+D+E)	40,338,100

○ 分子から控除するもの (単位：千円)

充当可能基金 A	4,296,185
充当可能特定歳入見込額 B	8,013,499
都市計画税	8,013,499
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	17,141,737
合 計 ② (A+B+C)	29,451,421

○ 分母 (単位：千円)

標準財政規模 A	20,578,329
うち普通交付税	103,287
うち臨時財政対策債発行可能額	891,932
合 計 ③ (A)	20,578,329

○ 分母から控除するもの (単位：千円)

算入公債費等 A	1,569,984
合 計 ④ (A)	1,569,984

分子 (①-②)	10,886,679 千円	=	将来負担比率	57.2%
分母 (③-④)	19,008,345 千円			

※小数点第2位以下切り捨て

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— ※△0.4	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記しました。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,378,131 \text{ 千円}}$$

平成22年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	－ (11.25)	－ (16.25)	1.8	21.4	－
立川市	－ (11.53)	－ (16.53)	4.9	－	－
武蔵野市	－ (11.56)	－ (16.56)	△0.7	－	－
三鷹市	－ (11.59)	－ (16.59)	4.1	35.3	－
青梅市	－ (12.00)	－ (17.00)	4.5	33.0	－
府中市	－ (11.25)	－ (16.25)	7.5	－	－
昭島市	－ (12.45)	－ (17.45)	1.7	23.8	－
調布市	－ (11.35)	－ (16.35)	4.3	13.6	－
町田市	－ (11.25)	－ (16.25)	△0.1	－	－
小金井市	－ (12.44)	－ (17.44)	5.9	43.3	－
小平市	－ (11.71)	－ (16.71)	2.8	－	－
日野市	－ (11.73)	－ (16.73)	0.9	39.8	－
東村山市	－ (11.99)	－ (16.99)	4.3	47.1	－
国分寺市	－ (12.26)	－ (17.26)	6.8	46.5	－
国立市	－ (12.79)	－ (17.79)	4.1	26.5	－
福生市	－ (13.07)	－ (18.07)	2.5	－	－
狛江市	－ (12.82)	－ (17.82)	6.5	65.2	－
東大和市	－ (12.77)	－ (17.77)	2.6	3.9	－
清瀬市	－ (12.83)	－ (17.83)	5.0	71.4	－
東久留米市	－ (12.40)	－ (17.40)	4.7	39.7	－
武蔵村山市	－ (12.94)	－ (17.94)	1.5	－	－
多摩市	－ (11.83)	－ (16.83)	0.0	－	－
稲城市	－ (12.69)	－ (17.69)	1.6	－	－
羽村市	－ (13.14)	－ (18.14)	4.8	2.2	－
あきる野市	－ (12.69)	－ (17.69)	8.6	84.8	－
西東京市	－ (11.53)	－ (16.53)	2.2	25.4	－
26市平均	－	－	3.1	7.6	－

【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「－」と表記している。
- 2 () 内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。
- 3 平均値は加重平均である。